平成２１年（フ）第４０号
愛知県高浜市向山町６丁目２番地63　メゾン向山201号
破産者　小笠原幹雄
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
愛知県豊田市美山町４丁目12番地　カーサジオ205号
破産者　住田　　稔
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第６８号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原2772番地
破産者　戸川　　益
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２０年（フ）第１１７号
兵庫県淡路市浅野南167番地　水越西団地２―302
破産者　臼井はるな
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２０年（フ）第２０８号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師1264番地１
破産者　灰原　眞一
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２０年（フ）第２８９号
熊本市東本町21番13―508号
破産者　汐月　敏夫
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第７８号
熊本県球磨郡多良木町大字久米2854番地５
破産者　恒松　　榮
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第９２号
神奈川県相模原市上溝1911番地10　ハイツユキ201号
破産者　関野　　学
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成１９年（フ）第５２２号
新潟市中央区米山５丁目９番１号
破産者　細山　俊夫
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０号
埼玉県鳩ヶ谷市南５丁目10番14号
破産者　村前　正雄
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第２１号
福島県石川郡石川町字古舘180番地の６
破産者　渡邊　敏広
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第２２号
栃木県芳賀郡益子町大字山本1306番地２
破産者　渡邉　智江
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第７１号
埼玉県鶴ヶ島市新町３丁目９番地６　スプラウトＢ号室
破産者　木村　拓馬
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第１９０４号
さいたま市西区大字佐知川155番地10　サニーコート301、住民票上の旧住所埼玉県深谷市上柴町東１丁目29番地56
破産者　若松　宣男
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
埼玉県幸手市栄３番５―304号
破産者　唐崎　勝成
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
さいたま市岩槻区大字南下新井1209番地５
破産者　石垣　信子
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第７８号
岐阜県飛騨市神岡町寺林1518番地３
破産者　小前　利博
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２０年（フ）第７９号
富山市上二杉81番地３
破産者　小前　敏子
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２０年（フ）第９６号
名古屋市守山区金屋２丁目135番地、住民票上の住所岐阜県下呂市萩原町奥田洞275番地３
破産者　小林　保幸
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係